

平成27年度 第1回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成27年4月28日(火)
午後2時00分～3時45分
- 2 場所 流山市役所第2庁舎3階304会議室
- 3 出席委員
小島会長、鈴木(れ)委員、鎌田委員 中委員 平原委員 大野 委員
新屋敷委員 高橋委員 米澤委員 杉田委員 大津委員 小泉委員
栗飯原委員 鈴木(孝)委員 鈴木(五)委員
- 4 欠席委員
石塚委員 鎌倉委員 上平委員
- 5 事務局
宮島健康福祉部長 矢口健康福祉部次長兼社会福祉課長
増田健康福祉部次長兼健康増進課長 寺田健康増進課課長補佐
小西障害者支援課長 古林社会福祉課健康福祉政策室長
富樫健康福祉政策室主査
- 6 傍聴者
なし
- 7 議題
(1) 諮問について
・「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定について
・「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について
(2) その他
- 8 議事録(概要)
(小島議長)
会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、「附属機関に関する条例」第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。
なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

今回は傍聴者が見えておりませんが、いずれ見えた場合には、会議の傍聴について、予めご了承ください。それでは、議事に入らせていただきます。

まず、今回の平成27年度第1回流山市福祉施策審議会では、「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定について、及び「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正についての諮問があります。事務局からお願いいたします。

(事務局：井崎流山市長)

「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定について及び「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について諮問書を読み上げる。

(小島議長)

事務局から説明をお願いします。

(事務局：増田健康増進課長)

資料に沿って「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」について説明。

(小島議長)

説明が終わりました御意見・御質問のある方は、お願いします。

(栗飯原委員)

医師会としても共通の考えをお持ちですか。

(大津委員)

基本的には行動計画を基に行動しますが、具体的に診療の内容につきましては専門家である我々が計画を立てることになります。

(栗飯原委員)

それは、打合せはされていますか。

(大津委員)

訓練は何年も前からやっていますが、担当の理事ではないので詳細は分かりません。

(栗飯原委員)

死亡数が多いのですが、このようなことになるのですか。

(大津委員)

新型ですと対応が医療的に難しいです。

(事務局：増田健康増進課長)

行動計画につきましては、医師会でも御検討いただけるとのことで、先日お渡しして理事会で御検討いただけるとのことです。ワクチン接種も医師会の皆さんの御協力がなければできないことですが、この行動計画を策定した後に行動マニュアルを策定して行きたいと考えています。

(高橋委員)

行動計画は、国の計画があつて県の計画があつて市の計画を作るということですか。その中で市が特別にやろうとしていることは何ですか。

(事務局：増田健康増進課長)

高橋委員のおっしゃるとおり国の計画があつて県の計画があつて市の計画を作りますが、整合性を持たせなければならないのですが、ある程度柔軟性をもたせなければなりません。インフルエンザといっても、強い毒性のもあれば弱い毒性のものもあるので柔軟に対応していかなければならないと考えています。

(高橋委員)

これから行動マニュアルを作ろうとする中で、専門家からも意見を聞きながら作っていくということですか。

(事務局：増田健康増進課長)

そう考えています。

(鎌田委員)

全国一律ではなく地域性というものもあると思うので、千葉県は成田空港がありますので、海外で発生した場合空港から入ってくるのが考えられるので、県ではそれを含めた行動計画を作るとは思いますがどうでしょうか。

(事務局：寺田健康増進課課長補佐)

千葉県の行動計画には、成田国際空港や港湾がありますので、その危険を踏まえた行動計画になっております。

(栗飯原委員)

概要版の3ページに行動計画の構成と書いてありますが、これが今回の要旨と考えてよいですか。

(事務局：増田健康増進課長)

概要版になりますので、内容の詳細は本編に掲載しております。

(栗飯原委員)

この計画を見ると次回審議して、6月には答申ですか。非常に速いですねその程度でいいものですか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

中身は、国で作ってそれを県が受けて、市は概ね同じような計画を作る、パンデミックに陥ることを想定しています。初歩的行動は全ての自治体は同じような行動をとっていきます。

(栗飯原委員)

流山市独自の条例とか、案を作ることはないと考えてよいのですか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

マニュアルを作成するとき、医師会の皆様の専門的見地とか、パブリックコメント等でこれは流山市が独自で考えなければならない提案があった場合そこに生かしますが、これは国から至急作成するよう呼びかけがあって地方自治体も早急に作らなければいけない、そのような背景の中で作っているところです。

(高橋委員)

今事務局から説明があったようにパブリックコメントを実施し、多くの人の意見を聞いて修正とありますが、貴重な意見があったときここで修正するわけですね。その結果は審議会の議決事項ですか。

(事務局：増田健康増進課長)

報告事項になります。

(鈴木(五)委員)

国が9割9分で市の立場は考えていないみたいですが、過去の例で宮崎県で

牛や豚や鶏を大量に処分したりしていますが、流山市内に養豚業者や養鶏業者はいますか。養豚業者や養鶏業者との対策がメインになっていると思いますが、どうなっていますか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

牛と豚の業者は市内にはないと思いますが、鶏は庭先にもいますので業者との関係は国の考え方を確認します。

(鎌田委員)

パンデミックとは爆発的感染と理解していますが、この計画はそうなる前に抑え込もうとするものではないのでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

国の宣言がキーワードになります。国の判断で、例えばある一部の地域で鳥から人間に感染したということで国が宣言するのか、あるいは広がってしまったからなのか。恐らく国は、新しい事例なので、日本中がパニック状態にならないように、宣言をすることは慎重になるのではないかと推測しています。

(事務局：増田健康増進課長)

資料番号1の(2)6、7ページで先程説明させていただいたのですが、この計画は発生段階を5段階に分けています。パンデミックとは真ん中に国内発生早期、県内発生早期、県内感染期がパンデミックと考えられます。

(新屋敷委員)

県内に発生したのと県内いたる所で発生したのでは違うと思います。パンデミックとは爆発的感染状況と捉えています。

(鈴木(孝)委員)

県で行動計画が定まったのでそれを受けて市町村で行動計画を作成するもので、具体的なものはマニュアルを作って行動することですから、この計画は基本的なことを定めるという考え方で私はいいのではないかと思います。

(小島議長)

次に(2)「流山市福社会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について

て議題とします。事務局説明をお願いします。

(事務局：小西障害者支援課長)

資料に基づき「流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例」の一部改正について説明。

(小島議長)

事務局からの説明が終わりました。御意見・御質問のある方はお願いします。

(栗飯原委員)

財政支出の増加と書いてありますが、何%位増加したのですか。

(事務局：小西障害者支援課長)

身体障害者福祉センター全体としては、3,700万円程かかっております。

(大津委員)

資料番号2の(1)の障害には認知症も含まれていますか。それと(5)に全ての障害者となっておりますが、年齢に関係ないと考えて良いのですか。

(事務局：小西障害者支援課長)

認知症についても障害者に加わると思いますが、障害者福祉センターが実施する講座や講習会を利用していただく上では対象となりますので参加することは可能です。年齢については、基本的に18歳以上と規定はしております。講座の内容が手話通訳講座やボランティア養成講座等を予定しておりますので、受講していただいて、活動していただくため18歳以上としています。身体障害者手帳の中で18歳以上と規定されておりますので、18歳以上としております。

(鈴木(れ)委員)

身体障害者福祉センターは階段があるので何とかならないかと会員のかたから要望があるのですが、何とかならないのでしょうか。

(鈴木(五)委員)

諮問に関しては名称変更だと思いますが、流山市の障害センターが北に1か所しかなく南部の人があそこまで行くのは大変だと思いますが、人口18万人の流山市として1か所あれば良いのか。ここ最近流山市や柏市では高齢者の方

が障害者手帳を持っていることが多くまた、全国的にも精神障害者の方は増加傾向にありますが、障害センターと名前を変えてその精神の方が相談やサービスについて考えているのか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

地域の中で北部に1か所で良いかとの問題ですが、何年度にどこに作るか明言できませんが、但し必要性については否定できません。将来計画を策定していく過程でしかるべき時期に作っていかなければならないと考えています。階段の問題につきましては、今のところエレベーター・エスカレーターの設置については建物の補強が必要となることから設置は考えていない。各施設が老朽化を迎えていて改修の時期にあり、東深井福祉会館も屋根の改修等ベーシックな部分の改修を行っていかなければならない状況にあります。

(事務局：小西障害者支援課長)

精神障害者のご利用ですが、この中に設定できるように考えています。委員の御指摘の通り精神障害者の方は増えておりますので専門的な相談につきましては、障害者福祉センターになったときは受けます。今まで流山市ではすみれ1か所しかなかったのですが、昨年1か所、今年度も1か所増やしまして北部地区に「すみれ」中部地区に「まほろば」南部地区に「ファーレ南流山」解説し、相談体制を整備しそのようなところとより連携を深め、障害者センターの1つの事業と位置付け精神障害者の人も利用できるようにしていきたいと考えています。

(高橋委員)

流山市身体障害者福祉センターがB型ですが、今でもA型B型の区分があるのですか。障害者自立支援法が優先して補助がなくなってきたので変えるのかなと思えますが、法律的に問題はないのか。身体障害者福祉センターの現状の中で職員が対応できますか。

(事務局：小西障害者支援課長)

身体障害者福祉法第28条第1項に身体障害者社会参加支援施設の基準がありまして今質問のあった福祉センターA型、福祉センターB型が位置付けられています。使用料については無料です。

(高橋委員)

障害者も仲良く地域で生活していこうという趣旨は分かりますが、見直しの

理由の中で、身体障害者以外の障害者からも利用の要望があったものだと思います。各種の障害を持つ18歳以上の方が利用するのですが、対応できますか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

来年4月に向けて指定管理者再選定を今年度行いますが、その仕様書の中で盛り込みます。また指定管理者に手を挙げていただいた事業者からの提案を審査の過程の中で考えていきます。障害者センターを全ての障害をお持ちの方に利用していただけるようにしていきたいと考えています。

(高橋委員)

いろいろな事業を実施していますが、そこに精神障害者や知的障害者が入ったりすると対応の仕方、講座の内容が変わってくるので障害者センターで企画運営するのが困難ではないかと考えます。

(事務局：小西障害者支援課長)

混乱してしまうのではないかと心配ですが、講座の回数も多く見積もってありますし、指定管理者を決めていきます。市内に精神障害者を受け入れてくれる事業所も増えましたし、知的障害者のための通所施設も増えてきて、講座がパニック状態になることはないと考えます。障害者センターで実施しようとしていることに似たことは他の事業所でも実施しておりますので併行してご利用いただきたいと思います。

(栗飯原委員)

保健所で以前から活動していたと思いますが。

(新屋敷委員)

以前は精神障害者の方のデイケア等をやっていましたが、地域の事業所が沢山できましたのでデイケアはやっておりません。

(鎌田委員)

今回の諮問は身体障害者以外の方も利用できることで伺いたいのですが、条例の第26条の(1)に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の規定に定められた障害者とは何かについて、詳しくお聞きしたい、先程認知症も含まれるとお聞きしましたが認知症の方は含まれていないと思いますが、それから(2)障害者の福祉の向上及び増進に関する事業を実施するために使用する者とありますが、障害者の福祉の向上及び増進に

関する事業だと誰が判定するのですか。(3) その他市長が必要と認める者これはどのように決めるのですか。

(事務局：小西障害者支援課長)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定められた障害者となっておりますが、身体障害者・精神障害者・知的障害者と難病の方が含まれています。認知症の方は、精神保健福祉手帳を取ると対象者になります。

事業は仕様書の中で細かく事業を決めていきます。指定管理者が行う自主事業もごぞいます。

(事務局：宮島健康福祉部長)

第26条の(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び(2) 障害者の福祉の向上及び増進に関する事業を実施するために使用する者については指定管理者が判断します。それを補完するため(3) その他市長が必要と認める者となっております。

(高橋委員)

身体障害者福祉センターが障害者福祉センターを変更することで運営が難しくなることを心配しますが、指定管理者の再編成を考えていると言っていました。例えばどんなことですか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

再選定になります。指定期間が5年間で平成28年4月1日から5年間の指定管理者を募集いたします。それを再選定と言っております。その際プロポーザルといって企画書を提出していただいて事業者選定します。市からオファーをして行く際サービスや人員数等を記載したものが仕様書です。前回5年前のもの今回仕様内容は異なっています。時期的な話ですが、この条例を改正させていただいて、10月頃プロポーザルを実施し12月議会に上程して業者を決定していきます。来年の4月1日から再選定された指定管理者となります。

(高橋委員)

指定管理者が実施する事業は、市が管理者を指定するとき必ず実施して欲しい事業については引き続いて実施して貰えるのですか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

市から、最低限度履行する事業については仕様書に記載します。それ以外に自ら企画した事業が自主事業で、そういう提案をしていただくのがプロポーザルの趣旨です。

(高橋委員)

団体が希望する事業や個人が希望する事業もありますので、その業務は、膨れあがってしまうと思います。

(平原委員)

新たに福祉会館を作ることは無いのですか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

福祉会館は流山では聞きなれた名称ですが、実際には福祉会館は法律用語ではないのです。地域ふれあいセンター或いは児童館、身体障害者支援センターを含む複合施設を条例で福祉会館と呼称しています。今後の福祉会館の整備につきましては、今のところ新設する考えはございません。今、力を入れているのは、併設校の中に市民センターと称して市民へのサービス拠点、どちらかという公民館的施設を主体に考えています。

(米澤委員)

障害者手帳は難病になると交付されるのですか。

(事務局：小西障害者支援長)

障害福祉サービスを受けていただく方は、障害者手帳を持っている方だけでなく難病の方もご利用くださいということです。難病の方は手帳を取られる方が多いです。今まで難病の方には別の法律があって、別のサービスを受けていましたが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法の中で、難病の方も同じサービスを利用できるように1つにしています。

(鈴木(孝)委員)

今回の改正は、身体障害者であったものをもっと幅広くして施設の活用を図っていこうというのが趣旨だと思います。身体、精神、いろいろな種別が入ってくると、それに対応するような講座内容にしなければならないということが出てくると思います。使用方法も様々ありますが、どのような施設内容になっているのか、指定管理者がそれを見られるような団体に委託できるのかが大きな問題になってくると思います。

(高橋委員)

見直しの理由とその他の課題の(3)に障害者団体への説明があるのですが、その説明は何時するのか。条例改正に伴うパブリックコメントはあるのかなのか。

(事務局：小西障害者支援課長)

障害者団体への説明の時期ですが、条例改正の前に行いたいと考えています。5月中に障害者団体連絡協議会に説明します。

(大野委員)

東深井に住んでおりますが、東深井と西深井と江戸川台の福祉会館を利用することが多いのですが、皆さんに東深井福祉会館の2階が地域ふれあいセンターであると知られてないのではないのでしょうか。

(事務局：宮島健康福祉部長)

どうしてこの条例改正で地域ふれあいセンターとしたかですが、先程申し上げて通り東深井福祉会館の一部分を地域ふれあいセンターとしているもので東深井福祉会館と呼んでいただいて全く問題はありません。私達も東深井福祉会館と呼びます。

(小島議長)

他にないようでしたら、本件につきましては本日の審議の中で出た御意見を踏まえまして、私と会長職務代理者で答申案を作成し、次回5月12日木曜日の審議会で審議いただきたいと思いますと思いますが宜しいでしょうか。

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございます。